て、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i)　当該代表者が一人の場合　当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii)　当該代表者が二人又は三人の場合　当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該代表者に係る同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2)　当該贈与の日において、二十歳以上であること。

(3)　当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。

(4)　当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5)　当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6)　当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項又は第二項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(7)　当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第十一号及びこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

チ　当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

(1)　第二種特例経営承継受贈者が一人である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与

(i)　当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第